地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に 基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年10月18日

静岡県監査委員 森 裕 韵岡県監査委員 渡邊 芳文 静岡県監査委員 鈴 木 澄 美静岡県監査委員 佐 地 茂 人

1 包括外部監査の特定事件 令和3年度 「文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容 別冊のとおり

## 令和3年度包括外部監査結果に基づく措置

注)表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和3年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

	監査結果		措置の		方針決定予定時期	and of the
区分	内容	報告書の該 当ページ	実施状況 (区分)	措置の内容	・完了予定時期	担当課
A 総	論					
指摘	①各文化施設における備品管理について を文化施設の備品管理状況を確認したところ、⑦備品にで質したところ、⑦備品にで質したところ、⑦情品についないはででででででででででででででででででででででででででででででででででで	P43, 44	措定了	各文化施設における備 品管理の不備につい。 を理かかに是正・対応した。 今後は、物品シー覧表のの一般ででは、 今後は、物品を実施では、 物品ができまででは、 物品ができまででは、 が出たでででは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい	令和4年 3月	文化局
意見	①成果指標と活動指標について 監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「⑦成 果指標や活動指標がない」、「② 成果指標や活動指標が直接的では ない」ものが散見された。 ⑦については、事業の成果指標 又は活動指標がないため、事業活動の「成果(アウトプット)」の良し 悪しが判断できず、基本構想に基	P45~ 48	措置 対応中	個々の事業について、 効果を適切に測定を設定を が表することは、 が、意見のの が、静のとは、 が、静のといいでするが、 が、かいでするが、 が、かいでするが、 がいいでするが、 がいいでするが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	令和5年 3月	文化局

	T				I	I
	づく目標の達成等に向けた事業活	•		的・効率的な評価・見直		
	動の評価や見直しが、効果的かつ			しを図っていく。		
	効率的にできないと考える。			今後は、新たに設定し		
	①については、事業の成果指標			た指標による評価を通じ		
	及び活動指標の設定は、事業目的	· ·		て、各事業の成果を確認		
	や内容等を踏まえ、できるだけ直			し、適宜、必要な施策を		
	接的な指標にしなければ、事業活	•		講じていく。		
	動の成果や結果を正しく評価する					
	ことができない。					
	特に、監査対象事業である「文					
	化芸術の振興に関する事業」は公					
	益性が比較的高い事業であり、費					
	用対効果で事業を評価することが					
	できないケースが多いため、事業					
	の成果指標や活動指標を適切に設					
	定して評価していくことが、必要					
	不可欠と考える。	•				
B-01	「富士山」後世への継承推進事	業費				
	①富士山世界文化遺産協議会(以			令和4年3月に「富士		
	下、協議会)への負担金について			山世界文化遺産協議会負		
	協議会は、有識者等による会議			担金に係る事務取扱要		
	の開催等を実施しており、それら			領」として負担割合を明		
	に要する経費について、静岡県側			記した資料を作成した。		
	と山梨県側で2分の1ずつ、協議					
	会へ負担金を拠出している。その					
	うち、静岡県側負担分について					
	は、県が3分の2、関係6市町が		T-11- EEE		人和工厂	富士山
意見	3分の1の割合で、県内市町と負	P51,	措置		令和4年	世界遺
	担金を分担している。	52	完了		3月	産課
	しかし、担当課は、負担割合や					
	その根拠、経緯を協議会設置要綱	· ·				
	その他の規程等(以下、関連資					
	料)に明記していなかった。					
	定期的に県担当者が交代する現					
	状や県民への説明責任を考慮する					
	と、関連資料に負担割合等を明記					
	こ、 関連具件に見担剖日寺で切む。					

	②記念品の残数について 県は、富士山保全協力金の支払 者に対し、返礼記念品として缶バッジを配布している。過年度の缶バッジが数千個残っているが、過 年度の缶バッジが配布される機会はなく、適宜廃棄している。 ここで、過年度の缶バッジ残数を廃棄すると、各年度で数十万円の缶バッジ廃棄損が生じることになり、惜しいと考える。 そのため、まず、缶バッジの廃			缶バッジは富士山保全協力金の支払者に対する配布を基本としているが、令和3年度は残数を富士山の環境保全活動イベント時に配布し、有効活用に努めた。 今後も有効活用に努めていく。 また、缶バッジの廃棄ルールについては、より引		富士山
意見	乗をなくすために、発注数や配布 方法のみならず、現状の缶バッジ デザインも含めて、定期的な見直 しを検討すべきと考える。次に、 缶バッジを廃棄せざるを得ない現 行の方法を続ける場合には、缶バッジ廃棄損を少なくするために、 製造原価を削減していくことも必 要不可欠である。他に、定期的に 県担当者の交代が行われる現状を 踏まえると、引継ぎの観点から、 缶バッジの廃棄ルールを ることが適当と考える。	53	完了	き継ぐこととした。	12 月	世界遺 産課
意見	③補助金等の消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額について 本事業では、富士山後世承継事 業費補助金交付要綱に「消費税及 び地方消費税に係る仕入控除税 額」に関する取扱いの記載があ る。 今回、担当課に当該事項の報告 漏れの有無を確認したところ、補 助事業者からの報告はないため補 助金の返還はないとの回答であっ た。 現状の取扱いでは、県が補助金	P53, 54	措置完了	令和3年度に「富士山 後世継承事業費補助金に 係る消費税及び地方消費 税の仕入控除税額(返 額)報告マニュアル」を 作成し、当該マニュアル に基づき、仕入控除税額 が0円でも報告を求める こととし、補助金の返還 漏れがおこらない運用と した。	令和4年 3月	富士山世界遺産課

	T		<u> </u>	T	Τ					
	の返還がない理由を正確に把握で									
	きない。そのため、担当課は、補									
	助事業者からの報告漏れは起こり									
	うるものとして、補助事業者が消									
	費税の還付に該当するか否かを問									
	わず、県への報告を求めるように									
	して、補助金の返還漏れとなる可									
	能性を減らすべきと考える。									
B-02「韮山反射炉」後世への継承推進事業費										
	① 成果指標の設定について			事業活動の成果を判断						
	本事業は成果指標がないため、			するため、「韮山反射炉						
	事業活動の「成果(アウトカ	•		   の認知度向上」を指標と						
	   ム) 」の良し悪しが判断できず、			し、県民講座やPRイベ						
	   事業活動の評価や見直しが効果的		措置	   ント参加者へのアンケー	令和3年	富士山				
意見	   かつ効率的にできないと考える。	P58	完了	トにより、事業活動の成	12 月	世界遺				
	   成果指標を設定すべきである。			   果が達成されたかどうか		産課				
	成果指標としては、本事業の目			を判断していく。						
	的や内容を踏まえ、「韮山反射炉			3 13171 2 1 1 1 1 1						
	の認知度」が適当と考える。									
	② 県ホームページ(以下、県H			外部サイトのリンク切						
	P) の活用について	· ·		れについては、サイトが						
	□ 韮山反射炉は「明治日本の産業			削除されていたため、リ						
	革命遺産製鉄・製鋼、造船、石			ンク自体を削除した。関						
	炭産業」の構成資産であり、県は			連リンクの定期的なチェ						
	並山反射炉だけではなく、他の構			ックについては、半年に						
	成資産全てを含めた認知度向上を	:		1度程度、県HPの内容						
	図っている。			を更新する際にチェック						
	今回、県HPを確認したとこ	· ·		を実施する。他の構成資		富士山				
意見	ろ、外部サイトへのリンクが切れ	P59	措置	産については、構成資産	令和4年	世界遺				
78.78	ていたため、担当課は関連リンク		完了	の数も多く1つ1つを具	6月	産課				
	の定期的なチェックを実施すべき			体的に紹介するのは困難						
	と考える。			なため、県HPには構成						
	また、県HPは韮山反射炉の紹			資産の一覧表に各HPの						
	介のみであるが、県が他の構成資			リンクを貼ることで対応						
	産全てを含めた認知度向上を図っ			している。						
	在主くを含めた認和及同工を図う   ているのであれば、他の構成資産	· · ·								
	こいるのであれば、他の構成資産   についても具体的に紹介する必要									
	があるのではないだろうか。									

B-03 富士山後世継承基金積立金								
	① 文化財資料や書籍の購入につ			「特別収集資料目録」				
	いて			を作成するため、現在				
	富士山後世継承基金(以下、基			「特別収集資料目録」に				
	金)は、富士山の顕著な普遍的価			掲載する候補作品の選定				
	値の後世への継承に関する事業等			を行っているところであ				
	に要する経費に充てることを目的			る。今後、必要な手続き				
	としている。			を踏まえた上で、令和4				
	ここで、静岡県富士山世界遺産			年度中に「特別収集資料				
	センター(以下、センター)は、			目録」を作成し、資料収				
	静岡県富士山世界遺産センター資			集方針に基づき公開が可				
	料収集方針(以下、収集方針)を			能な情報について、当該				
	定め、基金を活用した文化財資料			センターのホームページ				
	等の購入対象を明確化している。			等で公開し、貴重な文化				
	しかし、収集方針では一点につ			財資料等の散逸を防ぐた				
	き 1,000 万円以上の費用を要する			め、広く情報を集めてい				
	ことが見込まれる文化財資料等の			< ∘				
	購入については、「特別収集資料					富士山		
意見	目録」に登録されたものから選定	P62,	措置		令和5年	世界遺		
- 尼元	する旨の記載があるが、未だ作成	63	対応中		3月	産課		
	していなかった。また、「文化財					生味		
	資料等の購入対象」を基にした購							
	入希望品リストを作成していない							
	ため、購入希望品や購入上限金額							
	等が具体化されておらず、購入希							
	望品の優先順位が決まっていない							
	状態であった。							
	そのため、担当課は、「特別収							
	集資料目録」を作成するととも							
	に、「文化財資料等の購入対象」							
	について、センターのホームペー							
	ジに公開し、広く情報を集める体							
	制を取ることが有益と考える。							
	<u> </u>							

B-04 富士山世界遺産センター管理運営事業費										
指摘	① 備品の管理について 富士山世界遺産センター(以下、センター)は、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品を助って、備品管理をしている。 今回、備品と物品台帳一覧表を突合したところ、備品に物がある。 物品シールによる備品に動かった。 物品シールによる備品に動かった。 物品シールによる備品に動かった。 物品シールによる備品に動からた。 物品シールによる備品にあった。 物品シールによる備品にあった。 からに変がしていないものがある。 をされないよう、周知徹底すべきである。	P68	措置	物品シールが貼られていなかった備品 No,305 防水ポータブルマルチ水質ロガーについて、現物品シールを貼付した。 今後は、適切に備品管理をするために、現物品が開発を実施した場所である。 会後は、適切に備品を確認に加えて、物品が明まるで、ものである。 と物品があることのをとした。	令和4年 3月	富士山世界遺産課				
意見	① 活動指標の設定について 本事業の活動指標は、表記が省 略化された結果、具体的に何を示しているか、わかりづらいものになっている。 そのため、センターとしての活動指標は「センターが実施する富士山について講義を行う出前講座や館内講座等の受講者数」と明確化することが適当と考える。	P68	措置完了	富士山世界遺産センターにおける事業活動の成果を明確に判断するため、「富士山世界遺産センターが実施する富士山について講義を行う出前講座や館内講座等の受講者数」を指標とすることとした。	令和3年 12月	富士山世界遺産課				
意見	② 展示内容の補完について センターでは、歴史に沿った 人々の信仰の様子や古くから芸術 へ反映されてきた富士山の姿を展 示している。 今回、センターの展示を確認し たところ、展示内容が「信仰の対 象と芸術の源泉」をベースにして いることから、こどもには馴染み 難いものになっているように感じ た。	P68, 69	措置完了	展示内容を補完するこ ども向けの館内イベント や講座として、令和3年 度に年3回実施していた ものを、令和4年度は年 5回実施することに ち回実施することについてもアンケート結果等 を参考に一部見直しを行った。 今後も子どもを含め幅	令和4年 4月	富士山世界遺産課				

末在庫数がなくなるまで、比較的 長い期間がかかると想定される。 そこで、各製作物の滞留在庫を 防ぐために、まず、制作物の周知 を通じて販売を伸ばしてはどうだ ろうか。次に、製作物のうち報告 書については、人類学とその隣接 科学である考古学等を扱う未配布 の博物館等への配布をしてみては どうだろうか。他に、県運営の他  ***********************************	意見	長い期間がかかると想定される。 そこで、各製作物の滞留在庫を 防ぐために、まず、制作物の周知 を通じて 販売を伸ばしてのうち報告を である。次に、製作物でもちび、人類学ととうたいでは、人類学を ひきないのである きいのである きいのである きいのでの というが、他に、したしたいがでのよいがでいた。最後に、これののでは、これののでは、これののでは、これののでは、これののでは、とのでも、各製作物の滞留をしたが、最後に、これののでも、各製作物の滞留をしたが、よる。また、各製作物の滞留をしたが、よりでは、これののでは、これののでは、これのでいたが、よりに、これが、はどうだらいで、最後に、これが、これが、というが、は、というが、は、というが、は、というが、は、というが、は、というが、は、というが、は、というが、というが、というが、というが、というが、というが、というが、というが	P69,	.,.	ま、関スしたにに作い製でンッてといういま、関スしたりにににない、の富をというである。物は、一運る整検発で制ない、ない、は、の配で書える新関く、物、一運る整検発では、ない、ない、はいいである。、を見る、ない、ない、はいいで、ない、はいいで、ない、ない、はいいで、ない、ない、はいいで、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、		富世産出産
--	----	---	------	-----	--	--	-------

意見	④ 備品の設置場所について 今回、センターの物登録ところ、登録ところ、登録ところ、登録ところ、登録にしたところ、登録には、 一個に、センターのうち、登録による。 一個に、世界ののでは、 一個には、 一のに、 一のには、 一のには、 一のには、 一のには、 一のには、 一のには、 一のには、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	P70	措置	物品台帳一覧表の設置 場所が空欄の備品 19 件に つたは、現物確認記 した。 今後は、備品の設表に 一覧表で 一覧表で 一覧表で 一覧表で 一覧表で 一覧表で 一覧表で で の設置場の で の設置場の で の で の の の の の の の の の の の の の の の の	令和 4 年 6 月	富士山世界遺産課
意見	⑤ 収蔵品の登録について センターでは、世界文化遺産としての富士山の作品を展示では、世界伝えや料を伝え、公別を担いる。 中では、世を目でいる。 東、収蔵のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	P71	措置対応中	効率的に収蔵品の登録 を進めていくために、令 和4年度に収蔵品受入び登録マニュアルの策定等の 実施を予定している。 システム改修等完了 後、計画的に登録を進め ていく。	令和4年 9月	富士山世界遺産課

	た行う際の手续キー フェナル					
	を行う際の手続きマニュアルを作					
	成することで、どの職員が登録作					
	業を行っても同一の内容となるよ					
	うに、入力作業を管理すべきと考し					
	える。					
B-05	文化振興推進事業費					
	①活動指標の設定について			令和3年度から文化行		
	本事業には、文化支援活動や情			政連絡会議への参加方法		
	報提供手法の調査を目的とした			にWEB会議を導入し、		
	「しずおか文化ネットワーク化推			実地参加とWEB参加の		
	進事業費」があり、活動指標とし			選択制にした上で、目標		
	て「県によるネットワーク形成の			値を参加市町数とした。		
	ためのセミナーやミーティングの					
	参加者数」を設定している。					
	今回、詳細を確認したところ、					
	以下のような状態であった。					
意見	・3年連続で、研修会等に参加し					
	ていない市町が4つある。	P74	措置		令和3年	文化
	・担当課は、各市町の文化行政担	F / 4	完了		4月	政策課
	当職員数を把握していない。					
	前者については、本事業の目的					
	からすると、全ての市町の参加が					
	望ましいと考えるため、担当課					
	は、WEB会議の導入など、遠方					
	にある市町が参加しやすい環境を					
	整えることが望ましいと考える。					
	後者については、全ての市町の					
	参加が望ましいのであれば、目標:					
	値は参加市町数とすることが適当					
	と考える。					
	②静岡県立美術館第三者評価委員			開示場所については、		
	会報告書(以下、報告書)の開示			現在、県政情報のページ		
	について		措置	に配付資料や議事録を、	令和	文化
意見	静岡県立美術館では、第三者評	P76	対応中	教育・文化のページに報	1 4 年度中	政策課
	価委員会(以下、委員会)を実施		对心里	告書をそれぞれ掲載して	4 十戌 十	以來硃
	しており、その内容は県ホームペ			いる。これらのページに		
	ージ (以下、HP) にアップさ			相互リンクを作成する予		

	れ、県民の誰もが閲覧できる状況			定である。		
	になっている。			令和2年度報告書及び		
	ここで、現状、別々の開示場所			令和3年度報告書を令和		
	で、委員会に関する情報開示をし			4年3月に県HPにて公開		
	ているが、利用者目線では、県に			した。		
	よる開示場所の使い分けがわから			今後は第三者評価委員		
	ず、利便性が悪いと考える。利用			会開催後2ヶ月以内に報		
	者が委員会に関する情報を漏れな			告書を取りまとめ県 HP に		
	く把握できるような工夫が必要で			公開するようルールを設		
	はないだろうか。			定する予定である。		
	また、令和3年10月14日時点					
	においても、令和2年度の報告書					
	がHPで開示されていなかった。					
	担当課は、報告書の作成及びHP					
	開示についての期限をルールで定					
	め、定期的に報告書をHPに開示					
	できるような環境を整備すべきと					
	考える。					
	③芸術祭振興事業の区分管理につ			わかりやすい予算の区		
	いて			分管理が大切であるた		
	本事業の中には(ふじのくに)			め、次回予算編成作業時		
	芸術祭振興事業があり、芸術祭関			には区分の整理について		
	連イベントの企画や広報を実施し			検討を進める。		
	ている。一方、ふじのくに芸術祭					
	等開催事業費 (B-17) は別にあ					
	り、芸術祭の運営を実施してい					
	る。					
意見	すなわち、同じ芸術祭に要する	P77	検討中		令和4年	文化
	経費につき、企画や広報は本事	1 * *	7尺日11		11月	政策課
	業、運営はふじのくに芸術祭等開					
	催事業費 (B-17) に分けて管理し					
	ている。					
	区分管理は、芸術祭の目標管理					
	や予算管理をするうえで適切な設					
	定とは言い難く、だいぶ時も経過					
	したところから、ふじのくに芸術					
	祭等開催事業費でまとめて管理す					
	ることが望ましいと考える。					

B-06 地域伝統芸能全国大会開催事業費									
意見	①活動指標の設定について 本事業は活動指標がないため、 事業活動の「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、 成果指標の達成に向けた事業活動 の評価や見直しが、効果的かつ効 率的に行えないと考える。活動指 標を設定すべきである。 活動指標としては、本事業の内 容を踏まえ「地域伝統芸能全国大 会の参加者数」が適当と考える。	P80	措置不要	意見のあった大会は、 中止となり、今後本県で の開催は見込まれない。 今後、同様の事業を行う 場合は、予算調書に各指 標を記載し、明確化を図 る。	令和3年 8月	文化 政策課			
意見	②大会データの活用について 地域伝統芸能全国大会は、令和 2年 11 月に静岡県での開催予定であったが中止となったため、順を対したが中止となったの動画で公開化であったが中心のでは、水の際、作成した動画につい契約では、水の際、作成した動画につい契約では、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水の	P81	措置	当該事業において作成 した動画については、 (独)日本芸術振興会の ホームページ掲載用に提 供する等、広範囲に活用 されている。	令和3年 8月	文化政策課			
в-07	/ ふじのくに芸術回廊創出事業								
意見	①野外芸術フェスタにおける支出 内容の確認について 当事業は、県 → 実行委員会 → 公益財団法人静岡県舞台芸術 センター(以下、SPAC)とい	P84∼ 86	措置 完了	令和3年度の実行委員 会決算時には、県でも事 務局経理簿を含めた会計 書類を確認し、会計事務 が適正に行われているこ	令和4年 3月	文化 政策課			

	う形で公演の契約が締結されている。 形式的には、県は実行委員会に負担金を支出し、実行委員会がSPACとの間で公演を締結についるため、関会から、実力のでは実行の表別をのでであり、であり、であり、であり、はSPACとのであり、はまるの事会とSPACとので対している。とSPACとなってというでありにはようなが支出されるのでは、県から直接SPACにはような状況である。そのため、担当課は金と出力なが、というでは、場合に準じた、は、またのでは、また			とを確認した。 今後も、決算時には監事監査と合わせ県においても支出内容の確認を実施していく。		
B-08	確認を実施すべきと考える。	H事業費	<u>.</u>			
意見	①成式間に ①成式間に ①成式間に ①成式間に ①成式間に ①成式間に ②の設定に ②の設定に ②の設定に ②のは、 変素を 変素を 変素を 変素を 変素を で成く、また動し、 で成く、また動し、 で成く、また動し、 で成く、またがなり、 でがないたプットがなり、 がないたプットがすが、 判断でま活がのいたがなりたず、 判断できま活が向いた。 本事にはがないたがなりたず、 判断できま活がのできた。 本事にはがいたがないできででででででででででででででででででででででででででででででででいまれる。 本事には、 次のでいたがないたがないでは、 でのは、 がないたがないたがでいた。 当たいに、 当たいに、 数に、 数に、 数に、 数に、 数に、 数に、 がいたがないたがないたがでででででででででででででででででででででででででででで	P89, 90	措置対応中	第5期静岡県文化振興 基本計画にお教育事業と、 加者数」を評価指標の 加者数したことの成まする。 で新たに適用する。 活動指標についまで 活動指標を新た上目標数値 を設定する。	令和5年 3月	文化政策課

B-09 オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業費									
意見	①負担金の使途について 県は、県から文化プログラムを展開するを実施するを実施するので、文へ負担、 県するを実施するので、大へ負担、 県するを実施するので、大へ負担、 会には、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大ので	P93, 94	措 要	本事業について終了の事業について終了の事業について終了の事業をも今後には、今際には、計判者を実施の事でである。場所である。	令和4年3月	文化政策課			
B-10	う 静岡県舞台芸術センター事業	費助成							
意見	①「演劇の都」構想における本事 業費の説明について 県は、SPACを「演劇の都」 構想の核となる存在として位置づけ、SPACの活動拠点である公 園の修繕・整備を検討している。 しかし、「演劇の都」構想の中	P98	措置完了	県ホームページ上に、 「演劇の都」しずおかの 推進のページを作成し、 「演劇の都」構想の内容 について、県民に情報公 開している。 SPACへの県費支出	令和4年 3月	文化 政策課			

	では、これまでのSPACに対する支出状況についても、公園施設の修繕費用の見通しについても、			状況については、監査調 書において情報公開して いる。公園施設の修繕費		
	具体的な金額が全く説明されていなかった。			用の見通しについては、「静岡県公共施設等総合		
	「演劇の都」構想は既に策定・ 公表済みであり、作り直しなどの 改善措置は求めないが、県民に対			管理計画」に基づく「個別施設計画」により、他の県有施設と共に、県の		
	する情報開示を充実していくべき と考える。			ホームページ上で、情報 公開している。 今後も、SPAC関連		
	① 中古 4 無 4 共 後 際 党 市 类 ( N			事業費についての情報開示に努める。		
意見	②中高生舞業)の課題と対応にていて、人材では、「大力では、「かりでは、「大力では、「大力では、「大力では、「大力では、「大力では、「大力では、「大力では、「大力では、「大力では、「大力では、「かいないは、「かいないかいは、「大力では、「かいないは、「かいないかいないかいは、「かいないかいないかいないかいは、「かいないかいないかいないかいは、「かいないかいないかいは、「かいないかいないかいないがは、「かいないかいないかいないかいないかいないかいないかいないないかいないないかいないかいないないないかいないないないないないないないないないないないないないないないないないいな	P99, 100	措 完置 了	県はSPACの財務の が表本財産を行いてという。 作物についた。 年のは、SPACと情報をした。 一会後、県地握しファの・会で、は、将安定はが、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	令和4年 3月	文化政策課

	<del>-</del>					T		
	③中高生事業に参加する中高生に	· ·		報告内容を見直し、令				
	ついて			和3年度実績報告からは				
	中高生事業では、SPACが各			全参加校・生徒数一覧を				
	学校からの申込受付等を行ってい			提出されることにより、				
	る。その際、担当課は、参加学校			中学校と高校それぞれの				
	に偏らないようSPACに指示			地域別参加校数・参加生				
	し、後で報告を受けている。	P101	措置	徒数を把握できるように	令和4年	文化		
意見	しかし、担当課は、具体的な学	~101 : ~107	担 完了	した。	6月	政策課		
	校や生徒数のデータについて、内	101	)L 1	今後は、実績報告の内	0 )1	以水水		
	容確認や検証をしていなかった。	· · ·		容から、より詳細な参加				
	これでは、担当課はSPACに			率分析に応じた適切な広				
	対する効果的な指示ができないた	:		報周知についてSPAC				
	め、今後は、SPACに求める指			に働きかけていく。				
	示や報告内容の見直しを検討すべ	:						
	きと考える。	:						
B-12 文化関係団体助成								
	①補助金算定根拠の明確化につい			団体助成にかかる当初				
	7			の算定根拠資料は残って				
	県は事業目的を達成するため			いないが、毎年の予算協				
	に、昭和 45 年度から静岡県文化			議の際に、補助金額の継				
	協会に対して、補助金を交付して	· · ·		続性や妥当性について総				
	いる。	• •		合的に判断している。				
	今回、担当課に補助金の算定根	•		補助金額の交付にあた				
	拠を確認したところ、具体的な算	• • •		っては、補助金交付要綱				
	定根拠等について、明記された文	• • •		に基づき、交付申請書の				
	書等は残っていないとのことであ	•		計画書や実績報告書等の				
意見	った。これでは、補助金の継続性	P113	措置	内容を事業目的に照ら	令和4年	文化		
尽允	や妥当性等についての具体的な判	. 1119	完了	し、補助金の妥当性を毎	3月	政策課		
	断基準がなく、合理的な見直しが	• • •		年確認している。				
	できないと考える。とくに県担当	• • •		しかしながら、今回の				
	者が定期的に交代する現状を考慮			意見を受け、予算協議時				
	すると、判断基準を文書等で明記			の意思決定過程を記録に				
	する必要性は高いと考える。			残すこととした。				
	そのため、担当課は、補助金の							
	算定根拠を明確化したうえで、補	: : :						
	助金の継続性や妥当性を毎年吟味	: : :						
	して、県民に説明できるような記							
	録を残すべきと考える。	: : :						

B-13 グランシップ特定天井対策事業費									
意見	①活動指標の設定について 本事業の活動指標は複合的かつ 多岐に渡る要素で定まるものであ る。そのため、本事業の活動指標 とするのは直接的ではなく、それ だけでは活動を測定しがたいと考 える。直接的な活動指標を設定す べきである。 活動指標としては、本事業の内 容を踏まえ「計画の進捗率」等が より適当と考える。	P116, 117	措置不要	本事業については令和 3年度をもって終了して いるが、今後同様の事業 を実施する際には、活動 指標を「計画の進捗率」 等とする。	令和4年 3月	文化 政策課			
意見	②予算決算の差異について 本事業における工事請負費の当 初予算、補正予算、決算は大きな 動きがあったが、入札不調 (不 落)となったためである。 入札については、景気や業界の 動向などの外部要因だけでなどの 対象工事の難易度や特殊性などの 内部とから、不調となってもやむ を得ない面もあると考える。 しかし、事務手続の効率性から、担当課は、今後、同様の事態 が発生しないよう、対象工事の難 易度や特殊性を勘案して、事業者 が適切なト札価格を算定すること が望ましいと考える。	P117	措置 要	入札不調(不落)を防ぐため、景気や業界の動向などの外部要因だけでなく、対象工事の難易度や特殊性などの内部要因も鑑みて、適切な予定価格の算出に努めている。また、事業者が適切な入札価格を算定するために必要な情報を提供している。	令和4年 3月	文化政策課			
B-14	トグランシップ管理運営事業費	:		<i></i>					
指摘	①備品の管理について グランシップは、備品購入後、 財務会計システムに基本情報を登 録し、登録後に打ち出される物品 シールを物品に貼って、備品管理 をしている。	P123	措置完了	備品に物品シールが貼られていなかったものは 改めて物品シールを貼付し、物品台帳と照合した。 使用している間に物品	令和4年 3月	文化政策課			

	T		ı		T	
	今回、備品と物品台帳一覧表を			シールが劣化し剥がれ落		
	突合したところ、物品シールが貼			ちてしまうことが一因で		
	られていないものがあった。			あるため、物品の使用前		
	物品シールによる備品管理を適	:		後にも、物品シールの貼		
	切に実施するために、備品の物品			付と物品台帳の照合を行		
	番号が一致することのチェックも	:		うなど、再発防止に努め		
	忘れないよう、周知徹底すべきで	:		ている。		
	ある。					
	①活動指標の設定について			コロナ禍の影響によ		
	本事業の活動指標として「グラ			り、企画事業入場者数		
	ンシップ企画事業入場者数」があ			は、令和3年度実績で		
	り、目標値は、平成 28 年度に、			30,800 人と大きく減少		
	平成 24~27 年度の実績などを考			   し、一方で Web 上での鑑		
	慮して設定し、令和3年度までに			賞は拡大した。グランシ		
	達成することを目指している。	-		   ップは、文化芸術に関す		
	現状の活動指標の目標値は著し			る実演による感動を、よ		
	く低いものとはいえないが、目標			り多くの県民に届けるこ		
	値の設定は容易に達成できる水準	- - -		   とを目標としている。		
	にするのは望ましくないと考え	:		このような状況を踏ま		
	る。また、現状の活動指標は単年	-		え、第5期指定管理期間		
	   度の目標値であることから、指定	-		   (令和4~8年度) は、		
	管理者が短期的志向から、企画事	:		「グランシップ企画事業		
意見	業の内容に偏りが発生する可能性	P123,	措置	   入場者数」の目標は、来	令和4年	文化
	がある。	124	完了	場し、実演による鑑賞者	3月	政策課
	中長期的視野に立った企画事業	- - -		  数と Web 閲覧者数の目標		
	の立案を促すためにも、活動指標			値を別々に設定した。実		
	の設定は単年度ベースではなく、			演による鑑賞者数は、毎		
	累計ベース(指定管理期間)にす			年度 10 万人を目標に取り		
	ることも一案と考える。	:		組むこととし、Web 閲覧		
				者数は、最終年度までの		
		-		   累計目標値を 15 万人とし		
		• •		た。アフターコロナの時		
				代の県民の文化芸術鑑賞		
				の多様なニーズに応えつ		
				つ、実演の魅力を伝える		
				ことの両立を図る方針で		
				ある。		
L	l	<u> </u>	l	0	l	I

意見	②グランシップは、利用料金収入は横ばいであるが築年数の増加に件い修繕費の増加が見込まれ入の維持向上を図っていくる。  ここで利用料収入の構成は数量、 ※単価であるとが要がある。  ここで利用料収入の構成は単価の増加を実現させる必要がある。  そのため、グランシップは、稼働率を高めることが重要をあり、すべのために、要でを実力でありまた、単価アップのために、数量アップのために、数量アップのために、数量であり、すべのために、数量アップを作ってとがはましいと考える。	P124 ∼127	措置完了	第4期間に お4期間に で理期間に ででは、のでは、のでででででででででででででででででででででででででででででで	令和4年 2月	文化政策課
意見	③備品の設置場所について 今回、グランシップの物品台帳 一覧表を閲覧したところ、登録されている備品等 523 件のうち、設置場所が空欄のよまでは、の設置場所が空欄のままでも設置場所がからった。 設置場所が空欄のままでもでででである。 一覧表をもいため、がでででである。 とそのため、グランシップに、品はできないと考える。 そのため、グランシップに、品はできないと考える。 を変しくないと考える。 そのため、グランシップに、備品の最近のででである現物では、備品の設置場所を確認の上、ないとものででである。また、物のでは、品はできました。 動産にからるため、がででである。また、動産にからないでは、設置場所でである。また、動産にがあるため、がででである。 可能性があるため、所で決めておくことも、所を決めておくことも、有益と考える。	P127 ∼128	措置	設置場所が空欄となっ では、58件の備品は、品 大 58件の備品は、品 大 58件の備品を確認した。 ででででである。 ででは、ののでは、ののでは、ののでは、ののででである。 ででする。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででる。 ででる。 ででる。 ででなる。 ででる。 ででな。 ででな。 ででる。 ででる。 ででる。 ででる。 ででる。 ででる。 ででる。 ででな。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででな。 ででなる。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででな。 ででなな。 ででな。 ででな。 ででなな。 ででなな。 ででなな。 でで	令和4年 3月	文化政策課

意見	④貸与物品の取扱いについて グランシップの運営に必要な備品に必要な信品にの所有物であり、県から指定管理者へ貸与している。ここで、貸与消耗品につい必要が、は、貸与債品と考えるがらがらがらいない。とでは、ででは、でのと考えるがある。このため、貸与消耗品の買替に、が生じるものと考えるがいない。そのため、貸与消耗品の買替に、のため、貸与消耗品の買替に、のため、貸与消耗品の買替に、必要に応じてもいるを整理し、必要に応じてを整理し、必要に応じてを検討すべきと考える。	P128	措 不置 要	がおいて 理る使き与管るはあ シタの はって で コン項 はって 理 る は あ で い の に も し 「 に 者 あ 産 つ も こ の は こ で り で い の い の は こ で り で い の は こ で り で い の は こ で り で い の は こ で り で い の い の は こ で り で い の い の い の い の い の い の い の い の い の い	令和4年 2月	文化政策課
意見	そのため、貸与消耗品の買替に ついて、県はどちらが負担するか を整理し、必要に応じて予算措置	P128		管理物品は県有財産であるため、買替えについては、県が負担するものである。 負担区分は、静岡県コンベンションアーツセン		
B-15	う グランシップ修繕事業費					
意見	①活動指標の設定について 本事業の活動指標は複合的かつ 多岐に渡る要素で定まるものであ る。そのため、本事業の活動指標 とするのは直接的ではなく、それ だけでは活動を測定しがたいと考 える。直接的な活動指標を設定す べきである。 活動指標としては、本事業の内 容を踏まえ「中期維持保全計画の 進捗率」等がより適当と考える。	P131	措置完了	令和4年度の事業開始 に当たり、活動指標として「中期維持保全計画の 進捗率」を設定した。	令和4年 3月	文化 政策課

B-16		 『業費				
指摘	①貸付物品の現物確認不実施について 県は、静岡県舞台芸術公園(以下、園)の物・大田県の場合で、大田県のののでは、大田県のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のは、大田ののでは、、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは		措 完置 了	貸与物品については、 では、できたいでは、できたいでは、できたいでは、できたです。 は、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、 は、できたでは、 は、できたでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	令和4年 3月	文化政策課
意見	①「物品返納書(貸付物品のうち 消耗品)」の受領について 貸付物品については、毎年4月 に担当課とSPACで物品明細付 きの使用貸借契約書を締結し、翌 3月末にSPACは物品返納書に サインして担当課に送付している (以下、貸与物品の関連手続)。 今回、当手続の関連ファイルを 閲覧したところ、物品返納書は備 品分のみであり、消耗品分は見当 たらなかった。 物品返納書を作成する趣旨は、 3月末時点における貸付物品の品	P135, 136	措置完了	令和3年度物品返納時 に、「貸付物品更新時の 物品返納書の取り扱いに ついて」(平成27年2月 16日付け出用第85号) に基づき、消耗品につい ても物品返納書をSPA Cに作成させ、本年3月 末に受領した。	令和 4 年 3 月	文化 政策課

意見	目と数量について、SPACに確認さけ為であり、その点につと考えのあり、その点にいと考えるのない。 ではは、きとの事品を入手する。 ではいいの質では知らいての質がある。 ではいいの質がある。 を価値がある。 を価値がある。 を価値がある。 ではいいの質がある。 を価値がある。 を価値がある。 を価値がある。 を価値がある。 を価値がある。 を価値がある。 を価値がある。 との表述ない、といいの表述ない、またない、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいいのでは、といいいいのでは、といいいのでは、といいいいのでは、といいいのでは、といいいいのでは、といいいいいいいいのでは、といいいいいのでは、といいいいいいのでは、といいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	P136	措 完置 了	貸付物品に大型のでは、 で大型のでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	令和4年 3月	文化政策課
意見	一ルの見直しを検討してみてはどうだろうか。 ③貸付物品の設置場所について 今回、公園の貸付物品一覧表を確認したところ、設置場所が大まかに記載されており、現物をすぐに見つけられない状態であった。このままでは、貸付物品一覧表から実際の設置場所を具体的に把握することが難しいため、備品管理上、望ましくないと考える。そのため、公園は、指定管理者が毎年実施する現物確認の際に、貸付物品一覧表に設置場所を具体的に記入し直した上、適時更新することが望ましいと考える。ま	P137	措置 完了	令和3年度の貸付物品 定期点検時に、物品の設 置場所について再度確認 し、令和4年度の貸付物 品一覧に確認結果を反映 させた。 動産のうち使用場所が 複数に渡るものつい高い 野外劇場を基本の設置場 所として指定した。	令和4年 3月	文化政策課

意見	た、は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	P137 ~139	措定	音響装置・照明については令和9年度以降に更新時期を迎えるため、維持管理コストも踏まえ、今後、費用の比較やととした。	令和4年3月	文化政策課
	位置付けられているため、担当課					
B-17	/ ふじのくに芸術祭等開催事業	<b>費</b>				
意見	①繰越金の取扱いについて 伊豆文学賞は、県から伊豆文学 フェスティバル実行委員会(以 下、実行委員会)に予算額が支給 され、実行委員会が事業を運営し ている。 直近4年間では新型コロナウイ ルス感染症の影響などによって、 各種イベントを中止せざるを得な	P142, 143	措置 対応中	令和3年度については 概ね予定していた事業を 展開した。また、令和4 年度も予定の事業を展開 できる見込みであること から、繰越金は令和4年 度中に解消する見込みで ある。	令和5年 3月	文化政策課

		-	T		T	<del>                                     </del>
	かったため、実行委員会の繰越金					
	が増加している。	:				
	担当課は、令和4年3月6日	:				
	に、各種イベントの開催を予定し					
	ているため、繰越金の増加は一時	:				
	的なものと考えられる。しかし、	:				
	仮に予定していた各種イベントが	:				
	開催できず、さらに繰越金が膨ら					
	むようであれば、いったん、繰越					
	金の取崩しを検討するのが望まし					
	いと考える。	:				
B-18	3 文化財保存活用費					
	①成果指標及び活動指標の設定に	:		特別天然記念物カモシ		
	ついて			カについては、山中を自		
	本事業は成果指標がなく活動指	:		由に移動しながら生息し		
	標が直接的でないため、事業活動			ているため、個体を特定		
	の「成果(アウトカム)」や「結	:		して複数年にわたり動態		
	果(アウトプット)」の良し悪し			を観察することは困難で		
	が判断できず、事業活動の評価や	:		あるが、縄張りを作り生		
	見直しが効果的かつ効率的にでき	:		息する性格があることか		
	ないと考える。成果指標及び直接	:		ら、定点観測により把握		
	的な活動指標を設定すべきであ	. D1 46	1444 = ================================	された生息状況を複数年	人和工厂	-t /1 a El-la
意見	る。	P146,	措置	にわたり比較していくこ	令和4年	文化財
	カモシカについては、事業の目	147	完了	とが有効である。	6月	課
	的や内容を踏まえ、成果指標とし	:		したがって、意見のと		
	ては「調査した結果が所定の報告	:		おり成果指標を「調査し		
	書等に適切に取りまとめられたか			た結果が所定の報告書等		
	どうか」、活動指標としては「年	:		に適切にとりまとめられ		
	度あたりの生息概況調査地点件			たかどうか」、活動指標		
	数」が適当と考える。			を「年度あたりの生息概		
				況調査地点件数」と設定		
		:		し、適切な事業執行につ		
		:		なげる。		
	②支援員のステップアップ講座に			オンライン配信や動画		
	ついて		措置	記録の活用など具体的な	な 令和5年 プ 3月	文化財
意見	県は災害時における文化財救済	P147	対応中	対策を検討し、ステップ		課
	体制の一翼を担う支援員に対し		ᄁᄱᄓ	アップ講座の参加率向上		床
	て、定期的に知識向上等を目的と	!		を図っていく。		

	したステップアップ講座を実施し								
	ている。								
	ステップアップ講座の受講者数								
	は直近3ヶ年で 20 数名前後であ								
	り、5%程度の低い参加率となっ								
	ている。								
	県がステップアップ講座を実施								
	することは、支援員の継続的な知								
	識向上やモチベーション維持を図								
	って、不測の災害に備えた活動を	- - -							
	担保するうえで重要であると考え	-							
	る。そのため、担当課は、ステッ	- - -							
	プアップ講座の参加率向上に向け								
	た具体的な対策を検討すべきと考	•							
	える。								
B-19 地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費									
	①成果指標及び活動指標の設定に			国・県指定文化財の修					
	ついて	-		理等は、各文化財の所有					
	本事業は成果指標がなく活動指	•		者又は管理者が国又は県					
	標が直接的でないため、事業活動	- - - -		の補助事業として事業化					
	の「成果(アウトカム)」や「結	-		し、国あるいは地方自治					
	果(アウトプット)」の良し悪し	- - -		体からの助成を経費の一					
	が判断できず、事業活動の評価や			部に充当している。文化					
	見直しが効果的かつ効率的にでき	- - -		財の修理等を要する時期					
	ないと考える。成果指標及び直接	-		は文化財が置かれた環境					
	的な活動指標を設定すべきであ	•		等によって様々であるこ					
意見	る。	P150,	検討中	とから、個々の文化財に	令和5年	文化財			
忌死	確実な保存については、事業の	151	7天日17	応じて計画的に修理等を	3月	課			
	目的や内容を踏まえ、成果指標と			行っていくことが求めら					
	しては「補修費の助成等により環	: : :		れ、画一的な指標を当て					
	境整備を支援した文化財数の全体	-		はめることは適さない。					
	に対する割合(環境整備支援割	-		したがって、「前年度					
	合)」、活動指標としては「補助	- - -		計画された補助事業が予					
	金の予算額に対する決算額の割合			定通りに着手されている					
	(予算消化割合)」とすることが			割合」を活動指標として					
	適当と考える。			設定することを検討し、					
		• • •		適切な事業執行につなげ					
		-		る。					

	T	:				
	②文化財における「指定理由」の			国指定文化財について		
	把握について			は、文化庁に対し、指定		
	県は、県内に所在する国又は県			理由不明リストを送付		
	指定文化財の保存活用に向けて、			し、指定理由の情報提供		
	現状を把握するため、「しずおか			を求めている。		
	文化財ナビ」を一般公開してい			また、県指定文化財に		
	る。「しずおか文化財ナビ」に			ついては、当該市町と連		
	は、文化財の名称や所在地の他、	· ·		携し指定理由の把握を進		
	国又は県が文化財として指定した			めている。記録が残され		
<b>本</b> 日	理由(以下、指定理由)を載せて	D 151	措置	ていない文化財について	令和6年	文化財
意見	いるが、「指定理由」が空欄の文	P 151	対応中	は、静岡県文化財保護審	3月	課
	化財が 35 件(国指定 34 件、県指			議会委員と協議し、改め		
	定1件)識別された。	· · ·		て指定理由の確認を行		
	指定文化財の保存活用には国費			う。		
	や県費が投入されていることか					
	ら、「指定理由」を明確化するこ	· · ·				
	とは重要と考える。					
	そのため、担当課は、今後速や	• •				
	かに「指定理由」を把握し、適切					
	に記録・保存すべきと考える。					
	③補助率の特例規定を適用する際	· -		新型コロナウイルス感		
	の確認について			染症の影響による収入額		
	令和2年度において、県指定文	: :		の減少に係る文化財補助		
	化財に対する文化財保存費補助金			金の補助率については、		
	の補助率に特例規定(以下、当規	• •		国の通知・様式に準じ、		
	定)が設けられた。本事業におい			収入額証明書にて収入減		
	ても、令和2年度に当規定を2件			を確認していた。		
	適用しているが、県による「収入			しかしながら、今回の		
意見	減」の確認は、いずれも補助事業	P151,	措置	意見を踏まえ、該当する	令和3年	文化財
/Ex.70	者が自己証明した収入額証明書の	152	完了	補助事業者に対し、確定	12月	課
	みをもって行われていた。			申告書の写しや帳簿の写		
	当規定は補助率に 10%を上乗せ			しなど「収入減」を公的		
	するもので、補助金交付額に与え			に確認できる書類の提出		
	る影響は少なくなく、また、補助	• •		を追加で求めることとし		
	金交付の公平性の観点からも、そ			た。		
	の適用要件の確認は厳格になされ					
	るべきものであり、自己証明のみ					
	で適用要件を満たすとすることは					

意見	適切ではない、担当課は、「収入含い、担当課は、「収入含い、担当課は、「収入含い、担当課は、「収入含い、担当課は、「月を上るる。」と、「明日のではない。」と、「明日のでは、	:	措 完置 了	でであり額府で 等報し助費るで市す事リの目団で頼 ででででででででででででででででででででででででででででででででいる。 は、ででででででででででででででででででででででででででででででででいる。 は、が、のによれた。は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	令和 4 年 6 月	文化財
意見	⑤研修会の開催方法について 本事業においては、文化財保存 活用地域計画又は文化財保存活用 計画の制度周知のために、研修会 を開催している。令和2年度で は、新型コロナウイルス感染拡大 防止等の観点から、それぞれ研修 会の回数を1回に減らして実施し	P155	措置 完了	文化財保存活用地域計画等については、講義よりも制度理解に向けた意見交換が重要であるため、WEB開催等は適切ではないと考えており、今年度は、東・中・西の3会場での開催を計画し	令和4年 6月	文化財課

_	<b>,</b>		T						
	ている。			ている。					
	研修会の開催回数削減は止むを			他の会議については、					
	得ない対応であると考えられる			オンライン開催や会場と					
	が、従来、開催場所によっては地			オンライン双方のハイブ					
	理的な制約から参加できない市町			リット開催等も実施して					
	や文化財所有者もいたことなどか			おり、研修会の目的や特					
	ら、担当課は、WEB開催などを			性により、研修会を開催					
	検討すべきと考える。			している。					
B-20 文化財調査受託事業費									
	①成果指標及び活動指標の設定に			発掘調査等の受託事業					
	ついて	- - -		の実施に当たっては、各					
	本事業は成果指標や活動指標が	· · ·		事業単位で作業工程表を					
	ないため、事業活動の「成果(ア	-		作成し、計画的に進めて					
	ウトカム)」や「結果(アウトプ	· · ·		いる。月ごとに進捗状況					
	ット)」の良し悪しが判断でき	-		等を把握・管理するとと					
	ず、事業活動の評価や見直しが、			もに、委託者へ報告し、					
	効果的かつ効率的にできないと考	· ·		情報共有を図っている。					
	える。成果指標及び活動指標を設	- - -		文化財保護法に基づく		<b>→</b> // ,   →			
意見	定すべきである。	P158,	措置	事業者の埋蔵文化財保護	令和4年	文化財			
思兄	成果指標は、本事業が文化財保		完了	措置に応じて受託する調	6月	課			
	護法に基づく地方公共団体の義務			査事業であるため、成果					
	として行われる文化財調査の受託	- - -		指標の設定は困難である					
	事業であり、県としてコントロー			が、事業活動の評価等を					
	ルができないため、設定できない			行うため、活動指標とし					
	点は理解できる。一方、活動指標	-		て「実施計画の進捗度」					
	としては、事業の内容を踏まえ	· · ·		を設定した。					
	「文化財調査受託事業にかかる実	-							
	施計画の進捗度」が適当と考え								
	る。								
B-21	l 文化財行政費								
	①活動指標の設定について			文化財保護審議会は、					
	本事業は活動指標が直接的では	· · ·		県にとって価値ある文化					
	ないため、事業活動の「結果(ア		世界	財の条例に基づく指定		ナルH			
意見	ウトプット)」の良し悪しが判断	P162	措置 不要	や、文化財の保存に関す		文化財課			
	できず、事業活動の評価や見直し	· ·	小安	る重要な事項を知事の諮		床			
	が、効果的かつ効率的にできない	· · ·		問に応じて審議し、答申					
	と考える。直接的な活動指標を設			すること等を所掌事務と					

	定すべきである。 活動指標としては、事業の内容 を踏まえ「審議会の開催数」等と することが適当と考える。			している。しかし、審議 会での審議内容はその。 度変化することから指標で 計ることはそぐわない。 なお、新ビジョンの活力 指標である「県指定文」の 指標規指定件数(件)」の 財力な審議会の運営の 関切な審議会のでもあるの 果を示すものでも指標の とは不要と考える。		
意見	②文化財パトロール研修会の参加 状況について 県所在の指定文化財の適ため間でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	P163	措置了	本年度の文化財パトロール研修会は、6月21日に会場とオンライン双方のハイブリット開催とし、参加率の向上を図った。 今後も、参加率向上のため、ハイブリット開催とする方針である。	令和 4 年 6 月	文化財課
意見	③文化財保護審議会(以下、審議会)の出席状況について 審議会は、文化財に関連した各種専門家を委員として選任し、県に対して文化財の保護・指定に係る助言を行うことを目的として、		措置完了	開催日の決定について は、各委員に事前調整を 行い出席率の向上を図っ ている。 また、令和2年度後半 からリモートによる参加	令和4年 3月	文化財課

日 ま え え	概ね年2回開催している。直近3回の審議会の出席状況は、75%、55%、65%であった。 審議会は、文化財に関連した多種多様な専門家を委員として招へいし、出席する各委員の多種多様な見識に基づき助言を受け審議されることが、県にとって有用であると考える。			も取り入れたことから、 令和3年度の出席率は80 ~90%となった。 今後も出席率が向上す るよう調整を行ってい く。		
	低い委員が高大宗率を上げる。と考える。  ④ 中野 自一の では、 ときと考える。 ④ 世 専門 員 研修会 に に 大 の で と と を す で と と を す で と と を す で と と を す で と と な が い い 市 の な と と る す で と と が い い も 高 市 で と と が い ら に が い と な と は が い ら に が い と が い ら に が い と が い ら に が い と の で に が い と が い も の で に が い と が い ら で で で と は が い が が い も で で で で で で で で で で で で で で で で で で	P164	措 完置 了	埋蔵にする。 とここが、 とここが、 といりのは対なのとに、 といりのに対し、 ないのに対し、 ないのに対し、 ないのにが、 ないのに対し、 ないのに対し、 ないのに対し、 ないのに対し、 は、 ないのに対し、 は、 ないのに対し、 は、 ないのにが、 ないのにが、 ないが、 ないのにが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ない	令和4年3月	文化財

B-22 埋蔵文化財センター管理運営費										
意見	①成果指標及び活動指標の設定について 本事業は成果指標や活動指標がないため、事業活動の「成果(アウトカム)」や「結果(アウトカム)」の良し悪しが判断できず、事業活動のにできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。 事業の目的や内容を踏まえ、成果指標は「埋蔵文化財センター(以下、センター)の各種活動による関心度・満足度」、活動による「センターの各種活動による「センターの各種活動による「センターの各種活動による「定員も踏まえた)利用者数」が適当と考える。	P169	措置	当なででは、   は、   な、   な、   な、   な、   な、   な、	令和 4 年 6月	埋蔵財ク				
意見	②アンケートの項目について センターによる各種の展示、セミナー、体験・出前授業などの活動に関して、センターは利用者や参加者からアンケートを取って載り、いずれのアンケートも記している。いずれの同じようなものであり、主に利用者の傾向や活動内容への感想を確認している。これは一定の有用な情報ではあるものの、「センターの各種活動による関心度・満足度」は具体的に測れないと考える。そのため、アンケートの項目は、直接的に文化財への関心度の	P169, 170	措置完了	センターのを感じた。 を有しているでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	令和4年 6月	埋蔵文化財ンター				

意見	高低を確認したり、今後展示してほしい文化財のリクエストを聞いたり(あるいと対しませいな候補が適当と考える。  ③常設展示アンケートの回答は、でもいるでは、でする関連をであるが、一を関するであるが、一を関するアンケーを関するアンケーを関するアンケーを関するアンケーを関するアンケーを関するアンケーを関するアンケーを関するであるが、一度の1%)であった。これでは、アンケートのは、アンケートのは、アンケートのは、アンケートのは、アンケートのは、アンケートのは、アンケートのは、アンケートのをでは、では、アンケートのは、アンケートのでは、アンケートのでは、アンケートの各種活動収集する。  は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	P170	措 完置 了	一直 をやすも ケた方示ケ付接呼品た が解者実行ア項きるとして見見い工常一め法室一にアびを。今ら説へ施うン目続情ををンな直形夫設ト、をにト移ン掛進 の土の直まミー盛、収据っ一ら、な改示回ン直置収し一、す 回曜企接たナトり常との項りよてけのト2い1覧の者こ 沢時にンン等常む展別のよう。ア上回のアのに力はと 見展参ト内加示、関の別加や後 ンの収展ン受直を粗し な示加ので者の引すい	令和4年6月	埋蔵文セー
				き続き、常設展示に関する情報収集の強化について検討していく。		
意見	④「体験・出前授業」に係る情報公開について 担当課は「体験・出前授業」実施後、実施した学校や団体ごとに、授業内容を1枚のレポートにコンパクトにまとめて、センターのホームページ(以下、HP)で情報公開している。 HPを閲覧したところ、授業実	P170	措置完了	WEBサイトを令和4年 3月に全面的に改修し、 「体験・出前授業」の情報公開については、学校に関する内容を「学校利用」として見やすく、分かりやすくまとめ、学校関係者の利便性の向上を図った。	令和4年 5月	埋蔵文化財センター

			ı	T .	Т	
	施後からHPへの公開までに数ヶ			また、CMSの導入によ		
	月かかっているものも見受けられ			り複数の職員がWEBサイ		
	た。これでは、情報公開の適時性	· ·		トに投稿できるように		
	や効率性を欠いていると考える。			し、学校・団体へのレポ		
	そのため、担当課は、例えば、			ート内容の確認は、期限		
	レポート作成を行う職員を特定せ			を設けて依頼を行った。		
	ずに分担することで原稿作成時間			令和4年6月上旬まで		
	の短縮を図るとともに、学校・団			に7校のレポートを掲載		
	体側に対しては確認期間を設定す	· ·		し、公開までの所要日数		
	るなどの対応が必要と考える。			は休日を除き、平均 10 日		
				と大幅に短縮している。		
	⑤センター設置時に財団から移管			平成 23 年4月のセンタ		
	された備品の管理について			一の設置に当たり、財団		
	センターは、平成 23 年4月の			からの備品の引継ぎは、		
	設置にあたり、前身である財団法			帳簿価額により受入処理		
	人静岡県埋蔵文化財調査研究所			が行われ、県の財務規則		
	(以下、財団)から備品等の資産			に基づき県の備品基準単		
	も含めて事業を引き継いでいる。			価以上の物品は、財務会		
	財団から引き継いだ備品の中に			計システムに登録して備		
	は、財務会計システムで管理する	· ·		品とし、それ以外の物品		
	「備品」の対象から外し、「消耗			は消耗品として適切に管		
	品」に分類し管理されているもの		1.44- 1222	理してきた。		埋蔵文
意見	がある。ここで「消耗品」に分類	P171	措置	しかしながら御意見の	令和4年	化財セ
	されたものは、財務会計システム		完了	とおり、センターで購入	6月	ンター
	への登録はなされず、年度毎の現			した同種備品と同等の管		
	物確認も行われない。			理を行うことが必要であ		
	これでは、センターで購入した	: :		ることから、消耗品に分		
	同種備品と同等の管理ができなく			類されている現存物品の		
	なってしまう。そのため、特に高			うち、財団当時の取得価		
	額で利用頻度のある重要な物品に			格が県の備品基準単価以		
	ついては、財務会計システムへの			上のものは「重要消耗		
	登録や現物確認による財産管理を	· · ·		品」として台帳を整備		
	適切に行うべきと考える。			し、年度ごとの現物確認		
		: : :		も実施していく。		

意見	⑥所在不明の「収蔵品」について センターにおける「収蔵品」の うち、現在、その所在が不明となっているものが散見された。 しかし、現状、所在不明の収蔵 品について、明確な管理ルールが整備されていなかった。 所在不明の収蔵品の中には、重 要度の高いAランク品は含まれていないものの、いずれも県の貴まれていな出土文化財の一部であり、センターは明確な管理ルールを定めて適切に運用すべきと考える。なお、「行方不明一覧」には、所在不明の事実が発覚した時期が記載されていないものがあるが、所在調査の手掛かりになる可能性もあ	P172	措置	当を 当を 当を を を を を を を を を を を を を を	令和4年 6月	埋蔵文化シター
意見	いないものの、いずれも県の貴重 な出土文化財の一部であり、セン ターは明確な管理ルールを定めて 適切に運用すべきと考える。な お、「行方不明一覧」には、所在 不明の事実が発覚した時期が記載 されていないものがあるが、所在	P172		が立ち会うことで紛失を 防止している。 今回、所在不明が発生 した場合の対応を保管・ 管理マニュアルに追加し た。 また、「行方不明一		化財セ
B-23	3 文化財関係団体助成					
意見	①成果指標の設定について 本事業は成果指標がないため、 事業活動の「成果(アウトカム)」の良し悪しが判断できず、 事業活動の評価や見直しが、効果 的かつ効率的にできない状況であ る。成果指標を設定すべきであ る。 成果指標としては、本事業の目 的を踏まえ「1年間に文化・芸術 の鑑賞・活動を行った人の割合」 が適当と考える。	P175	措置完了	県としての成果指標は、「第5期静岡県文化振興基本計画」(令和4年度~7年度)に掲げる「自分が住んでいる地域の文化的環境に満足している人の割合」とする。	令和4年 4月	文化財課

	②補助金算定根拠の明確化につい			団体助成にかかる当初		
	て			の算定根拠資料は残って		
	県は事業目的を達成するため			いないが、毎年の予算協		
	に、昭和 45 年度から静岡県文化			議の際に、補助金額の継		
	財保存協会に対して、補助金を交			続性や妥当性について総		
	付している。			合的に判断している。補		
	今回、担当課に補助金の算定根			助金額の交付にあたって		
	拠を確認したところ、具体的な算			は、補助金交付要綱に基		
	定根拠について、明記された文書	· -		づき、交付申請書の計画		
	等は残っていないとのことであっ			書や実績報告書等の内容		
<del>龙</del> 目	た。これでは、補助金の継続性や	P175,	措置	を事業目的に照らし、補	令和4年	文化財
意見	妥当性等についての具体的な判断	176	完了	助金の妥当性を毎年確認	3月	課
	基準がなく、合理的な見直しがで	• • •		している。		
	きないと考える。とくに県担当者			しかしながら、今回の		
	が定期的に交代する現状を考慮す			意見を受け、予算協議時		
	ると、判断基準を文書等で明記す			の意思決定過程を記録に		
	る必要性は高いと考える。	- - -		残すこととした。		
	そのため、担当課は、補助金の					
	算定根拠を明確化したうえで、補					
	助金の継続性や妥当性を毎年吟味	- - -				
	して、県民に説明できるような記					
	録を残すべきと考える。					
B-24	<b>  美術館運営事業費</b>					
	①備品の管理について			指摘のあった物品シー		
	県立美術館(以下、美術館)	-		ル番号と物品台帳一覧の		
	は、備品購入後、財務会計システ			番号の不一致について		
	ムに基本情報を登録し、登録後に	-		は、直ちに修正した。		
	打ち出される物品シールを備品に			今後は机など複数ある		
	貼って、備品管理をしている。			備品の現物確認の際に		
	今回、備品と物品台帳一覧表を		ᄺᄱ	は、個々の物品番号を確	人和日午	I⊟ - <u>↓</u>
指摘	突合したところ、物品シールと物	P181	措置	実にチェックするよう徹	令和3年	県立
	品台帳一覧表の物品番号が異なる		完了	底する。	10 月	美術館
	ものがあった。					
	物品シールによる備品管理を適					
	切に実施するために、備品の物品					
	番号が一致することのチェックも	· ·				
	忘れないよう、周知徹底すべきで					
	ある。					

意見	①企画展の採算管理について本事業では展覧会事業の一環として、毎年、美術館内で各企画展を実施している。ここで、令和2年度の予算執行管理表は未作成であり、県歳出実績は確認できなかったため、各展覧会の収支を把握できなかった。これでは、各企画展の採算評価ができず、観覧料の設定が妥当かできず、観覧料の設定ができないと考える。そのため、各企画展においては、適時、県歳出実績を把握して採算管理を行い、次の予算編成等に反映していくべきと考える。	P181, 182	措置完了	各企画展の収支状況を 把握するため、フォーマットを作成した。 今後は、採算状況を把握し、次年度予算編成時の参考とする。	令和4年 8月	県立 美術館
意見	②移動美術展の管理について 本事業に 一環と 世 展覧会事業 で 一環と 世 展覧会事 離 す ま で は 展覧会事 離 れ る と し に お は は ま る を 実 施 し に お も が は は 、 お 動 美 術 的 中 で で っ か か な か ま 美 館 は か な か な か は 、 お か な か な が ま が と で で 考 ま を と 、 と で で 考 ま を と に た め か な が は は か な か な か な が は は か な か な か な が は は か ら き か た か か な か が き 美 館 は さ ん た で で 考 れ と る に と し た か な が は か ら と 、 し た か な か な が は は か ら と 、 し た か な か な が は は か ら と 、 し た か な か な か な が は は か ら と 、 と で ま え を で ま え を で ま え を で ま え を で ま と ま し よ か ら 際、 択 間 題 点 か ら と い と 考 え を か ら と い と 考 え を の 不 と し い と 考 え か ら に と ま し よ の 不 と し い と 考 え る 。	P182, 183	措 完置	採択の透明性を明確にするために、今後は選考の通知文に不採択となった理由を記載し、交付することとした。	令和4年 8月	県立 美術館

意見	③講堂の稼働率について 美術館内に講堂があり、芸術文 化の発表と普及の目的での使用を 条件に貸出しをしている。稼働率 を確認したところ、火水木金の稼 働率が10%付近であった。 火水木金の稼働率が低い理由は やむを得ないと考えられるが、現 状の稼働率は10%付近であり、改 善の余地はあると考えられる。 そのため、美術館は、まずは、 火水木金と月土日に分けるなどし て、講堂の稼働率をコマ別で目標 管理することが有益と考える。		措置 完了	講堂について、令和4 年度から火水木金の稼働 率をコマ別で管理することした。 平日の稼働率については、小中学校の美術館鑑賞での利用や企画展関連イベントの会場など目的の範囲内で10%を超える利用を目指す。	令和4年 4月	県立 美術館
意見	④製作物の在庫について 美術館では各事業で製作物を作成し関係者に配布している。今回 の施設往査で、各製作物を確認したところ、ロダンウィーク(平成26年度)や研究紀要(平成26年度)等が残っていた。 そのうち、とくにロダンウィークは、作成目的や内容からすると、今後、使用する可能性が低いと考える。そのため、美術館は、ロダンウィークを含む各製作物について廃棄ルールの設定、及ずえる。	P185	措置	作成から5年を目安に 廃棄することとした。た だし、明らかに必要の無 くなったものは個別に判 断して随時廃棄する。	令和 4 年 8 月	県立 美術館
意見	⑤備品の設置場所について 今回、美術館の物品台帳一覧を 確認したところ、設置場所が空欄 となっている備品が大半であっ た。 設置場所が空欄のままでは、備 品の設置場所が物品台帳一覧表か ら把握できないため、備品管理 上、望ましくないと考える。	P185, 186	措置 対応中	物品台帳の設置場所に ついては、追加登録作業 を行っており、9月末ま でに完了する予定であ る。なお、設置場所が動 く備品については、所定 の置き場所を登録するこ ととした。	令和4年 9月	県立 美術館

	そのため、美術館は、毎年実施					
	する現物確認の際に、備品の設置					
	場所を確認の上、物品台帳一覧表					
	を適時更新することが望ましいと					
	考える。また、備品のうち動産に					
	ついては、設置場所が動く可能性					
	があるため、所定の置き場所を決					
	めておくことも、備品管理上、有					
	益と考える。	•				
	⑥美術品の現物確認について			令和3年度中に全収蔵		
	美術館は、広く県民に美術作品			品について現物確認を行		
	の鑑賞と創作活動の場を提供する			った。今後も毎年全収蔵		
	ために、美術品を収集している。			品の現物確認を行ってい		
	今回、収蔵品の現物確認方法を			< ∘		
	確認したところ、備品と異なり、	· ·				
	作品の状態点検と合わせて不定期					
<b>本</b> 日	に現物確認を実施しているとのこ	P186	措置		令和4年	県立
意見	とであった。		完了		3月	美術館
	美術館は他文化施設と異なり、					
	取得金額が高額な収蔵品が多く、					
	金額的重要性が高いと考える。そ					
	のため、美術館は、少なくとも、					
	一定数以上の収蔵品について、定					
	期的な現物確認を実施すべきと考					
	える。					
B-25	美術博物館建設基金積立金					
	①静岡県立美術博物館建設基金			頂いた意見を踏まえ、		
	(以下、基金)の繰入について			民間企業からの協賛金な		
	基金は、美術博物館の建設や館			ど外部資金の確保や法人		
	蔵品の取得に要する経費(以下、			会員メンバーシップによ		
	当経費)に充てる目的で設置され			る支援の獲得等に努めて		
<b>₩</b> □	ており、基金の直近推移は、以下	P189,	措置	いくこととした。	令和4年	文化
意見	のとおりである。	190	完了		3月	政策課
	ここで、基金残高は現金と美術					
	品に分かれるが、当経費に充当で					
	きる現金は約3割となっており、					
	このままでは当経費を十分に賄え					
	ないと考える。					
I	<u> </u>			<u> </u>	l .	

意見	令和元年の第三者評価委員は、、 手間により、担当向は増える。 を開始の開始の開始の開始の表表を表して、 を実施する。 ②静力に関連を表示では、15億円である。 ②静力に関連を表示では、15億円である。 ②静力に関連を表示では、15億円である。 ②静力に関連を表示では、15億円である。 のののでは、15億円である。 ののでは、15億円である。 ののでは、15億円である。 のののではは、15億円である。 のののではは、なのののでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	P190	措 不置 要	現状において、条例の を運用で、条件はないのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、では、ののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない		文化政策課
	まえ、担当課は、条例第 2 条の見直しなど、現況に即した取扱いに修正すべきと考える。					
B-26	5 美術館特定天井対策事業費 		T		·	
意見	①活動指標の設定について 本事業の活動指標は複合的かつ 多岐に渡る要素で定まるものであ るため、本事業の活動指標とする のは直接的ではなく、活動を測定 しがたいと考える。直接的な活動	P193	措置不要	本事業については令和 3年度をもって終了して いるが、今後同様の事業 を実施する際には、活動 指標を「計画の進捗率」 等とする。		文化政策課

	指標を設定すべきである。 活動指標は、本事業の内容を踏まえ「計画の進捗率」等がより適 当と考える。							
意見	②予算と決算について 本事業はエントランスホール工事の設計であり、令和2年度の予算額を確認したところ、当初予算の執行率(決算額÷当初予算)は57%であった。 執行率が低い場合、限られた県予算を有効活用できていないことを示すため、執行率を高めていく必要がある。 担当課は、令和3年度から、建築管理局建築企画課に積算である。 担当課は、令和3年度から、建築管理局建築企画課に積算であるが、今後も差異理由に応じた機動的な見直しを継続していくべきと考える。	P193	措置完了	令和4年度当初予算では、建築企画課に委託料の積算を依頼し、予算化している。今後も、執行状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。	令和4年 3月	文化政策課		
B-27	美術館修繕事業費							
意見	①活動指標の設定について 本事業の活動指標は複合的かつ 多岐に渡る要素で定まるものであ るため、本事業の活動指標とする のは直接的ではなく、活動を測定 しがたいと考える。直接的な活動 指標を設定すべきである。 活動指標は、本事業の内容を踏 まえ「中期維持保全計画の進捗 率」等がより適当と考える。	P196	措置完了	令和4年度の事業開始 に当たり、活動指標として「中期維持保全計画の 進捗率」を設定した。	令和4年 3月	文化政策課		
B-28 ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費								
意見	①バスの運行委託について ふじのくに地球環境史ミュージ アム(以下、ミュージアム)は車 以外での交通手段が限られること	P201	措置 対応中	運行バスの利用状況に ついては、令和4年度か ら、曜日・時間帯別の調 査を実施し、地域に与え	令和5年 3月	ふじの くに地 球環境 史ミュ		

	から、しずてつジャストライン(株)を運行を締結し、静岡に大きに、一道を発生している。 では、一道を表し、道のでは、一道を表している。 では、一道を表している。 では、一道を表している。 では、一点、は、一点、は、は、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが			る影響についても十分配慮しながらうこととです。 の検討を行うことと及びれる。 展示・イベンでもよりないでは、シアもにでは、シアカにでは、シアカにでは、シアカにではないです。 利用いただけるよう。		ージアム
意見	②収蔵品データベースへの入力について ミュージアムは様々な収蔵品を 化存管理しており、その手順と登録 では、データベースに入力して、登録データベースへスカウを、 で、登録データベースークの入力件数 は、年度によって、がまり、年度によって、がまり、は、年度によってで、対方でで、対方でであると考えられない力をである。と数のでは、直近3ヶ年の平均なでを基に計算しても、データベーとになる。	P202	措置対応中	本なのととないない。 本館のというでは、とで、というでは、とが、ないのというでは、で、で、は、との、は、との、は、との、とので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	令和5年 3月	ふく球史ーンの地境ュア

意見	収蔵は、 は、 は	P202, 203	措 完置 了	図はエー販 内等進事後図販く 画はを変がしたがあるに開けとどの価かったのができるが定例であるに開けとどの価のにったのがではあるでは、日本のができるがでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のではは、日本のではは、日本のでは、日本のは、日本のではは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本ので	令和4年3月	ふく球史一じに環ミジムの地境ュア
	り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数そのものを見直すことも検討すべきと考える。			数の作成部数とした。		
意見	④広報物、研究成果物の在庫について ミュージアムでは、定期的に、 ニュースレターや年報、東海自然 誌といった広報物を作成している。 ここで、広報物のうち年報は、 作成部数のうち3~5割が在庫部 数として残っている。また、東海	P203 ~205	措置 対応中	広報物については、用 途、配布先の見直しを行 い、令和4年度のニュー スレターは作成部数を見 直す方向で、現在作業を 進めている。 また、年報と東海自然 誌についても配布先の見 直しを行うとともに、製	令和5年 3月	ふじの くに 環境 史 ミ ン ム

	4 40 34 1 14 1 4 4 1 W			1.11 - 15.1 - 20.1 - 1 - 1		
	自然誌は、作成部数のうち4~5			本物の代わりとしてPD		
	割が在庫部数として残っている。			Fなどのデータを、ミュ		
	そのため、ミュージアムは、ま	• • •		ージアムHP上で公開す		
	ず、広報物の配布方法を見直すこ	: :		ることにより作成部数の		
	とにより、在庫数の削減に努めて			削減を図る。		
	いくことが必要である。次に、そ					
	れでも在庫が残り続ける場合は、					
	費用対効果も踏まえ、作成部数の					
	見直しも検討すべきと考える。					
	⑤物品の設置場所について			現在の物品台帳には、		
	今回、ミュージアムの物品台帳			備品として管理する必要		
	一覧表を閲覧したところ、登録さ			のない物品まで多数登録		
	れている物品等 628 件のうち、設			されていることが判明し		
	置場所が空欄の物品が 526 件見受			た。		
	けられた。			そのため、備品として		
	設置場所が空欄のままでは、物			管理する必要のない物品		> 13 A
	品の設置場所が物品台帳一覧表か			は物品台帳から削除する		ふじの
	ら把握できないため、備品管理	P205	T-11- 1222	とともに、備品の設置場	9月	くに地
意見	上、望ましくないと考える。		措置	所を確認の上、設置場所		球環境
	そのため、ミュージアムは、毎		対応中	の登録も行っていく。		史ミュ
	年実施する現物確認の際に、備品			また、動産物品につい		ージア
	の設置場所を確認の上、物品台帳			ては所定の設置場所を定		ム
	一覧表を適時更新することが望ま			め、定期的に物品台帳と		
	しいと考える。また、物品のうち			  備品の現物確認を行う		
	動産については、設置場所が動く			等、備品管理を徹底す		
	可能性があるため、所定の置き場			る。		
	所を決めておくことも、備品管理					
	上、有益と考える。					